

資料5

行動綱領（仮訳）（抄）

採択：1995年（平成7年）9月（第4回世界女性会議）

第 章 使命の声明

1. この「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である。これは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国家社会及び国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である。21世紀の挑戦に対処するべく、女性と男性が自らのため、その子どもたちのため及び社会のために共に働くことができるようにするためには、継続的かつ長期的なコミットメント（関与）が必須である。
2. 行動綱領は、「世界人権会議」で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」に述べられている、女性及び女兒の人権は普遍的な人権の不可侵、不可欠かつ不可分な部分である、という基本原則を再確認する。行動へのアジェンダとして、行動綱領は、あらゆる女性の、そのすべてのライフサイクル（生涯）を通じての、あらゆる人権と基本的自由の完全な享受を促進し、保護することを追求する。
3. 行動綱領は、世界中の男女（ジェンダー）の平等という共通の目標に向けて男性と共に連携して働くことによるのみ取り組むことができる共通の関心事を女性は分かち持っていることを強調する。行動綱領は女性の状況及び条件の多様性を全面的に尊重し評価するとともに、そのエンパワーメントを阻む特別の障害に直面している女性たちもいることを認識する。
4. 行動綱領は、あらゆる年齢及びあらゆる職業の、あらゆる人々の平等の原則を含む、人権と基本的自由に基づく、平和で公正で人間的な世界の創造のために、すべての人々による早急の、かつ一致した行動を必要としており、また、この目的に向けて、社会開発及び社会正義の維持のために、持続可能な開発の枠組みの中での、基盤の広いかつ持続的な経済成長が必要であることを認識する。
5. 行動綱領の成功には、政府、国際機関及びあらゆるレベルの機関の強力なコミットメントが必要となろう。また、国内及び国際レベルにおける資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む利用可能なあらゆる資金提供機構からの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、さらに、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関並びに政策決定過程への女性及び男性の平等な参加へのコミットメント及び世界の女性に対する責任のための、あらゆるレベルにおける仕組みの創設若しくは強化を必要とするであろう。

第 章 重大問題領域

41. 女性の地位向上及び女性と男性の平等の達成は、人権の問題であり、社会正義のための条件であって、女性の問題として切り離して見るべきではない。それは、持続可能で公正な、開発された社会を築くための唯一の道である。女性のエンパワーメント及び女性と男性の間の平等は、すべての国民の政治的、社会的、経済的、文化的及び環境的な安全を達成するための前提条件である。
42. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に挙げられた目標の大半は、未だ達成されていない。各国政府並びに非政府機関及びあらゆる地域の女性と男性の努力にもかかわらず、女性のエンパワーメントを阻む障害は依然として残存している。きわめて大きな政治的、経済的及び環境的危機が、世界の多くの地域に存続している。それらの中には、侵略戦争、武力紛争、植民地化もしくはその他の形の外国支配又は占領、内戦及びテロリズムがある。これらの状況は、組織的又は事実上の差別、すべての女性のあらゆる人権と基本的自由及び開発の権利を含む彼らの市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利の侵害及びその保護への怠慢、並びに女性と少女に対する根深く有害な態度とともに、1985年に開催された、「『国連婦人の10年：平等、開発、平和』の見直しと評価に関する世界会議」以来、遭遇してきた障害のごく一部にすぎない。
43. ナイロビ会議以降の進捗の見直しによって、特別な問題 優先的に行動を起こすべき事項として際立つ、特別に緊急を要する領域が明確になる。すべての行為者は、必然的に相互関連し相互依存している優先度の高い重大問題領域に係る戦略目標に、行動と資源を集中すべきである。これらの行為者にとって、すべての問題領域に対して責任を負う仕組みを開発し、実施することが必要である。
44. この目的のために、各国政府、非政府機関及び民間部門を含む国際社会及び市民社会は、以下の重大問題領域において戦略的行動を取るよう要請される。
 - 女性への持続し増大する貧困の重荷
 - 教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
 - 保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
 - 女性に対する暴力
 - 武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
 - 経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
 - あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
 - あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
 - 女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
 - あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
 - 天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
 - 女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害。

第 章 戦略目標及び行動

G 権力及び意思決定における女性

187. あらゆるレベルにおける権力及び意思決定の公平な配分は、政府その他の行為者が、統計的なジェンダー分析を行い、政策の開発とプログラムの実施の中心にジェンダーの視点を据えるか否かにかかっている。意思決定における平等は、女性のエンパワーメントにとって不可欠である。いくつかの国では、積極的措置（アファーマティブ・アクション）が、地方政府及び中央政府における 33.3 パーセント以上という女性比率をもたらした。

189. あらゆるレベルの権力及び意思決定の分担における女性及び男性の間の不平等に対処するに当たり、政府その他の行為者は、決定がなされる前に、それが女性及び男性それぞれに与える影響の分析が行われるように、すべての政策及び計画の中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである。

H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

201. 女性の地位向上のための国内本部機構は、政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は、政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。そのような国内本部機構が効果的に機能するために必要な条件には、以下のものが含まれる。

- (a) 政府内の可能な限り最高のレベルに位置付け、閣僚の責任下に置くこと。
- (b) 草の根から本格的なものに至るまでの非政府機関及び地域社会の機関を巻き込むことを目的として、適当な場合、多極分散された立案、実施及び監視を促進する制度的な仕組み又は過程
- (c) 予算及び専門的能力の観点から十分な資源
- (d) 政府のあらゆる政策の開発に影響を与える機会